

### 此村委員

まずはじめは、地球温暖化対策についてお伺いをしたいと思います。

本県では昨年6月に地球温暖化対策地域推進計画の改定を行ったわけでありますが、その計画を着実に推進し、その削減目標を達成するために、今年3月に神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会を立ち上げて、本県における温暖化対策の推進体制や具体的な施策を検討し始めたわけでございます。また先般、我が会派の赤井かずのり議員が代表質問におきまして、知事から、二酸化炭素削減に確実に寄与できる方策を盛り込んだ新たな全国最先端の地球温暖化対策推進条例（仮称）の制定への取組を進めていく旨の答弁があったわけであります。それらに関連いたしまして何点か伺いたいと思います。

まず、昨年6月に改定しました神奈川県地球温暖化対策地域推進計画について、そのポイントを簡単に御説明いただきたいと思っております。

### 環境計画課長

地域推進計画は、地球温暖化対策推進法第20条第2項におきまして、都道府県及び市町村が京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて策定するよう努めるものとされているものでございます。本県では平成15年10月に既に地域推進計画を策定しておりましたが、国が京都議定書の発効を受け、平成17年4月に、この京都議定書目標達成計画を閣議決定いたしましたことを踏まえまして、昨年の6月に改定をしたものでございます。

この改定計画のポイントでございますが、国の京都議定書目標達成計画における二酸化炭素の削減目標をかんがみまして、二酸化炭素の総排出量を1990年、これは京都議定書の基準年でございますが、この水準まで削減すると定めさせていただきました。

また、この計画では、本県の特徴から二酸化炭素の排出量の伸びの著しい民生部門、家庭や業務部門ということでございますけれども、ここにも焦点を当てるとともに、重点的に取り組む分野を設定いたしまして、各主体の具体的な取組で、例えば産業・業務部門では環境マネジメントシステムの導入・実践の促進、また、家庭部門では環境負荷の少ないライフスタイルへの転換促進など、そういった具体的な取組例などもまとめているところでございます。

### 此村委員

そして、この推進計画によりまして、温暖化対策として進めていくと、こういうことで計画を改定されたわけでありますけれども、今年になりまして検討委員会を立ち上げまして条例制定を目指す、ということに取り組んでいるわけであります。神奈川県の中には数多くの推進計画とかいろいろとございますが、この推進計画には条例は必要ない、この推進計画には条例が必要であるという、こういうように様々当局の皆さんが判断されているわけでございますが、この地球温暖化対策地域推進計画について、条例化が必要であるというふうに判断をした理由は何か、お聞かせをいただきたいと思っております。

### 環境計画課長

条例制定を目指す理由でございますが、この地域推進計画では目標年度を2010年とし、2008年から始まります京都議定書の第一約束期間、これに向けまして2006年、それから2007年を助走期間というふうに位置付けてございます。この助走期間で削減目標達成のための具体的な方策や制度を検討いたしまして、その方策等の実効性を担保すると。このような理由で温暖化対策推進条例、まだ仮称の段階ですけれども、そういったものが必要ではないかと考えたところでございます。

#### **此村委員**

今、課長が、実効性を担保するために条例が必要であると、こういうふうに言われたのですけれども、前に私、がん対策条例をつくれと知事に迫ったときに、計画があれば、やる気になれば、条例をつくらなくても、あってもなくても同じだと。やる気になれば、条例がなくてもできるのだと、こういうふうに答弁していたのです。これは知事に聞かなければならないですね。皆さんに聞くのはどうかと思いますが、要するに県の、知事のと云った方が良いのかもしれませんが、一貫していないのですよね。推進計画をつかって、その条例をつくる、つくらないという判断。これは条例が必要ではないかと言うと、できなくてもやりますと。いや、実効性を保たせるために条例は必要ではないかと。条例はそのためにあるのではないかと、こう言うと、条例の効果は認めても、いや、その問題については私たちはやる気を持ってやりますから、条例はなくともやりますというふうな、そういった県としての一貫性がないということを一応指摘しておきたいと思うのです。

それで、これは皆さんを責めるのではなく、私は条例があった方が良く思っています。実効性を持たせるためには、当然やはり法的な根拠を持たせ、議会の中で公に議論をして、きちんとしたものをつくることによって、それで実効性が保たれると。また、予算もとりやすくなるわけですね。そういったことで、条例をつくるということについては賛成なのですが、ただ県のそういった、後でもう一つの課題についてお聞きしますけれども、要するに実効性をつくる、つくらないというのが、何となくそのときの気分とは言いませんが、何か本当にそれでつくる必要がある、ないという基準があるのかどうかということ、知事とのやりとりの中で痛切に感じましたので、ちょっと指摘をしておきたい。これは指摘にとどめておきたいというふうに思っております。

これは決してここで条例をつくることに私は反対ではありません。むしろ、とにかく早くつくって、やるべきだと。つくることによって実効性が担保されるのだということでございますので、今つくろうとしているわけですから、そのことについては評価をしたいと思っております。

それで、次の質問をしていきますけれども、この地球温暖化対策推進条例（仮称）は、当然環境農政部だけでなく他のいろいろな部局に関係してくるわけですから、庁内の検討体制を今どのように考えているのか、まずお聞きしておきたいと思っております。

#### **環境計画課長**

推進関係でございますが、現在、神奈川県環境基本計画、これには当然地球温暖化対策もかなりの比重を占めて含まれているわけでございますが、この計画を推進するための庁内体制といたしまして、神奈川県環境基本計画推進会議というものを設けておりま

して、ここには庁内の主要な関係部局がすべて入っております。

地球温暖化対策推進条例（仮称）の検討におきましても、環境農政部だけではなく関係部局が協力をして取り組んでいく必要があるということから、この環境基本計画推進会議の枠組みを活用して、そこへ情報提供を行いながら、また条例の考え方についてのすり合わせ、また施策内容の調整などに努めていきたいと考えております。

なお、内容的に更に細かな調整を要するものも出てくると思いますので、そういうときには個別に検討の場を設けて、いろいろ検討を進めるというような、機動的な対応に努めていきたいと考えております。

#### **此村委員**

いずれにいたしましても、施策を推進するためには計画と、それから推進体制、これは今、検討体制ということですから、これは当然やがて推進体制というのが目標になると思いますが、それと、それを強力なスクリーニング的な役割を果たす法的な根拠を持たせるための条例というような体制、これらは3点セットだと私は思っているのです。条例をつくらなくてやる場合もありますけれども、条例があればより強力に推進できると。そういうことを申し上げておきたいと思っております。

その上で、知事は全国最先端の条例をつくりたいと、こういうふうに申しているわけでありまして。当然我々も最先端というか、とにかく環境立県かながわというふうに言っているわけでありまして、皮肉を言えば、言われているわけではありません、皆さんが言っているだけの話でありまして、自他ともに環境立県として認められるためには、やはり本当にこの条例を知事が言っているように最先端の中身にしていかなければならないと、このように思っております。

そうしたことを踏まえて、6月1日の新聞には、東京都で、この前議論にもなりましたけれども、大規模事業者を対象に、二酸化炭素削減の義務化をします。また、排出量取引を活用と。これは今見出しを申し上げたわけですが、いずれにしても事業者に対して二酸化炭素削減を義務付けることを検討していると。このように報道されておりますが、東京都のこのような取組をどのように評価されているのか、お聞きしたいというふうに思います。

#### **環境計画課長**

東京都は、現在の条例におきましても、一定規模以上の事業者に対し二酸化炭素の排出量削減計画の策定などを義務付ける制度や、また、一定規模以上の建築物について環境性能の評価などを求める制度を持っております。更に今回、大規模事業者への削減義務や、または排出量取引制度の導入など、大変大胆な方策を盛り込みました東京都気候変動対策方針「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」基本方針というものを発表したところです。

この構想に掲げられました2020年までに2000年比で25%の二酸化炭素を削減するという、この目標の実効性につきましてはいろいろ評価があるようでございますけれども、その内容につきましては極めて意欲的かつ大胆なというふうに受け止めております。

#### **此村委員**

東京都の取組について、今お話がございましたけれども、神奈川県ではどのようにな

っていますか、こちら辺、やっているのか、やっていないのか。

#### 環境計画課長

神奈川県はこれから条例をつくるということでございまして、エネルギーの使用量等につきましましては報告を求めるとい、国の省令の方の対応等はさせていただいておりますが、削減計画の提示等を義務付けるとか、一定規模以上の建築物に対して環境性能評価を行うよう義務付けるといふような制度は持っておりません。

#### 此村委員

そうしますと、知事が全国最先端の条例をつくるということは、例えばこの東京都が示している以上のものを当然条例化の中で検討すると、このように県民に約束をしたと考えるよろしいのでしょうか。

#### 環境計画課長

これにつきましては、最先端ということをどのように考えるかということにもよるかと思えますけれども、これからの条例の検討におきましては、事業者の皆様はどういったことをお願いし、また、それにどのような規制力を持たせていくのかにつきまして、様々なレベルがあるのではないかとこのように考えております。

今後、神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会においても検討をしていくこととしてございまして、委員会が3月にスタートして検討の前提となる県の施策の現状を御報告したところでございますので、中身の議論はこれからというところでございます。検討委員会には、各分野の専門家の方、東京都の政策にも大変詳しい専門家の方にも御就任していただいておりますので、それぞれの専門的見地から十分御検討をいただいております。

また、この検討委員会だけではなく、実際に規制の対象等、義務化等の対象となる企業等、ステップホルダーに当たる方々、企業の皆様、各団体の皆様とも直接お会いをしたり、説明会を開催して十分意見交換を行うなど、社会的な合意形成というようなことを十分考えながら、条例に盛り込むべき内容というものを考えていきたいと思っております。

#### 此村委員

知事が言う最先端というのは、だれが考えても二酸化炭素を削減するための最先端ですから、実効性のあるという意味において最先端ということだろうと考えるわけです。二酸化炭素削減のために実効性のある対策という意味で、最先端の条例をつくと。こういうことだといふふうに私は理解するし、県民は恐らくそういうふうにみんな理解しているのではないのでしょうか。だから社会的コンセンサスというのは、やはりとにかく二酸化炭素を減らそうという方向に来ているわけですから、その一番実効性のある条例、対策、それをきちんと定める。知事が最先端の条例をつくるというふうに、大見えを切ったとは言いたくないけれども、言ったわけですから、是非期待をしたい。これは要望にとどめておきます。

これから検討されるということでございまして、その削減義務、それから排出量の取引制度とか、先ほど課長が言われたような東京都の「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」基本方針、ここにはいろいろと企業に対する一つの目標といひますか取組、

家庭に対する取組、それからまちづくりという視点の中での取組、それから自動車交通での取組、それから各部門の取組、それを支える東京都の自らの仕組みづくりという、こういったことをきちんと東京都はここに示しているわけですね。少なくとも神奈川県がこれから年度内に制定するという、この条例の中身は全国最先端ですから、東京都よりも進んだというか、東京都以上の条例の中身にするという、こういうことであろうと。このように私は理解をいたしておりますし、そうでなければ本会議で全国最先端の条例をつくるなんていう大見えを恐らく切らないと思うわけですので、是非期待をしておきたいというふうに思っていますので、これは要望にとどめておきたいというふうに思います。

それで、もう一つ確認ですけれども、東京都がやっているような事業者への義務付け、それから削減義務や排出量の取引制度、これは前向きに検討していくというふうに受け止めて良いのですか。それとも全くそういうことを考えなくて、これから流れに任せるというふうに思っているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

### 環境計画課長

ただいま出ております削減目標の設定や排出量取引制度、これは一つの有効な方策としていろいろ議論をされているということは十分承知しておりますので、検討の中ではこれもまた対象にしていくということは考えております。

ただ、業種別のエネルギーの消費効率の目標の設定や排出量取引制度につきましては、東京都だけではなく他県にも動きはございます。また、各業界における自主的な取組というの今、拡大をしているところでございます。これらの動きを待つということでは決してございませんが、こうした排出量の削減目標を設定し、更にそこで排出量の取引を行うということは、排出権マーケットの創設を行うということになってまいりますので、こういった方法につきましては、ある意味では一地域ではなく全国的なレベルで一律のルールのもとにやった方がうまく機能するというのもあるかとも考えております。

したがって国や東京都、また民間の自主的な動きを見ながら、神奈川として何をすべきなのかということを検討してまいりたいと考えております。

### 此村委員

いろいろと御答弁がございましたけれども、いずれにしても最先端に行くというふうに言っているわけですから、あそこがやっているから、あそこがやらないからとか、全体的な動きがこうなっているからということで、神奈川県はやりませんとかどうだという、こういうことにはならない。他がやっていなくても、とにかく他をリードしていくために最先端をつくりたいという、正に全国をリードしていこうという意欲が満々と伝わってくるような答弁を知事はされているわけですので、そうした県民の期待にこたえられる、また知事の言葉にうそがないように、是非きちんと対応していただきたいというふうに思っております。

それで次に、東京都でも事業者への義務付けについて、一定規模以上の大規模事業者を対象としているわけですのでございますけれども、中小企業に対してどうするかと。これは非常に大きな問題だろうというふうに思います。とはいえ資金力もないし、いろいろと

課題の多い中小企業に、大企業と同じような形でどんどんと締め付けるような形で良いのかどうかと。こういうことについても極めて私も疑問を持っているわけですが、ただし、でも何かやらなければならないと。あれだけの非常に大きい二酸化炭素削減への影響力を持っている中小企業を何とかしなければならない。このように考えているわけでありましてけれども、中小企業への取組についてどのように考えておられるのか、また取り組んでおられるのか、御説明をいただきたいと思います。

### 環境計画課長

中小企業に対する取組は、委員お話しのとおり、私どもも大変重要なものだというふうに認識をしております。本年の2月に、そういったことから県内の中小規模の製造事業者を対象としたアンケート調査を実施しております。この調査の結果、中小規模の事業所におきまして、電気やガスなどのエネルギー消費の実態をまず把握していないというような事業所が大変多く、省エネ効果の推計や検証のための材料がないというふうな現状であるというふうなことも分かりました。この調査は製造業のみを対象とした結果でございましたが、こういった実態は他の業種についても共通したものがあるのではないかと考えられまして、中小企業の皆様に対する取組の第一歩としては、まず自らのエネルギー消費の実態把握をはじめとするこういった条例に関する情報提供ではないかというふうに考えております。

本県では昨年度、中小企業向けに環境マネジメントシステムの説明会、相談会、さらには企業向けの省エネルギーセミナーを開催いたしましたところ、こちらで想定したよりもはるかにたくさんの方にお集まりいただき、また好評でございましたので、今後もこのような形での中小企業への取組は続けていきたいと考えております。

また、条例の中でどう扱うかということにつきましては、委員にもいろいろ御心配いただき、御指摘いただいたように、大規模事業者等と一律に扱うというのはいろいろ問題があるかと思えます。そこで、一律に考えるのではなく、例えば何かのメリットシステムも考えながら、心理的な要素も視野に入れて検討を進めると。そういったことが重要ではないかと考えております。

### 此村委員

国の方でも様々な検討がなされているようでございまして、例えば中小企業の温室効果ガス削減を大企業が支援する制度づくり、例えば大企業が中小企業にいろいろな排出ガスを少なくするような機械なり、いろいろな対策を提供し、そこで二酸化炭素が減った分、それが大企業のいわゆる削減分にカウントされるというようなことも検討されていると。こういうふうなことでございますが、そうしますと大企業も、自分のところで自ら削減すると同時に、中小企業にも二酸化炭素を削減するような省エネの機械とか、設備だとか、そういったことを普及させることによって、自分たちの排出量削減にカウントされるということで、それがある程度制度化されていけば、非常に大企業も積極的に中小企業に対する二酸化炭素削減への取組を行っていくというようなことになるのだらうというふうに思うのですが、その辺のところを神奈川県としてどのように考えているのか。

条例の中に、これは国で、さきほど課長が言ったように全体でやるのはもちろん一番

望ましいことではありますけれども、なかなかこういった制度というのは一律にとはいかないので、どこかが先行的にやって、それを幾つかの他の都道府県が追随して、それでやっと国が動くというような、こういうことが多いわけでございます。そういった意味で、先ほど来申し上げている、神奈川県先行的な取組としてどのようなことをお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

#### 環境計画課長

ただいまのお話は中小企業対策の一環としてというようなお話かと思っておりますが、仮に排出権取引のマーケット的なものができると、中小企業の中で努力をされて二酸化炭素削減をされたものを、これを大企業が取引で自分の目標設定に足りない部分を補っていくというふうな形で、中小企業の方も削減取組をした成果が、逆にお金でといいますか、評価をされるということで、更に二酸化炭素削減関係の設備投資ができるというような、良い循環が生まれてくる可能性もあると思っております。

ただ、そういったフレームがまずできてこない、そこでそういう取引が行われませんので、その辺をどうしていくのか。それからまた、そのときに中小企業がある程度取引という形で報われるにしても、やはり先ほど申し上げましたように、まだ自らのエネルギー消費量を把握していないというような状況もあるわけですから、その辺、中小企業自らの取組が進んでいくような支援策といったようなものも併せて考えながら、総合的に見ていくものかなというふうに考えております。

#### 此村委員

今申し上げているのは、例えば一つの例で、今言われたように総合的にやっていく必要があると、こういうことでありますので、一つよろしくお願ひしたいと思っております。

それで、これから条例の検討を具体的に、開始したと言っていいのか、これからすると言っていいのかは分かりませんが、やっていくわけでありまして、一つの枠組みが今後できてくると思うのです。この条例は、できなければ分かりませんが、一定の部分を規制するというものも当然かかってくると思うのですが、と同時に、二酸化炭素削減に各企業がどんどん取り組んでいくように推進をしていくという、また企業だけではなくて当然各家庭とか、団体だとか、会社だとか、そういったところがもう全部総ぐるみで二酸化炭素削減の取組をやっていくという推進条例的な部分も出てくるのかなと。このように思っているわけですが、推進条例となると、これはある程度インセンティブを持たせないといけない。規制はこういうことをやったらこういうペナルティーがありますよと、こういうふうになるのですが、推進条例は、こういうことをやれば、こういったメリットがありますよということ。それと、ほかにいろいろな事業者は、また地域は、会社は、各家庭はどのようなことをやっているのかという、そういういろいろなユニークなアイデアなり取組をまた集中していくという、こういう必要があるのだろうというふうに思います。

そういった意味で、いろいろな取組を広く周知させていくということと、それから、この取組に顕著なそういった実績なり、顕著なアイデアとか、顕著な成果があった場合には、きちんとそれなりの評価をしてあげると。こういうことは、是非私は条例の中で取り組む必要があるのではないかとこのように思うわけでありまして、そうした意味で

顕彰制度を設けて、そういったことを顕彰することによって、何か大会みたいなものをよくやっておりますが、そこで表彰する。その表彰される人はこんな活動をやったんだということを周知していくという、正に県民運動的な取組をしてもらうために、特にそういった顕彰制度等は、私は有効であると、このように思っておりますが、これらについての考え方をお聞かせをいただきたいと思っております。

#### **環境計画課長**

温暖化防止策の顕著な取組を評価し、皆様に広く知っていただくということで、これは本当に取組推進のインセンティブになるお話だろうというふうに思います。現在、県で実施しております顕彰制度といたしましては、かながわ地球環境賞、これは実践的な活動や実績に対して表彰しております、かながわ地球環境保全推進会議と共催で実施いたしております。また、かながわ新エネルギー賞というものもございまして、これは企業や、場合によっては市町村、小学校に対してしておりますが、新エネルギー設備のモデル的導入や設備の普及啓発への著しい活動、また、新エネルギー設備また導入推進に係る技術開発等、こういったものに対する賞もございまして。

これらの表彰制度の実績等も踏まえながら、今後どのような形でこういったものを更に取り入れていくのか、大変こういうものは必要かと思っておりますので、前向きに検討をさせていただきたいと考えております。

#### **此村委員**

福祉の分野では、例えば神奈川県介護賞というふうなこともあるし、今いろいろな表彰制度もあるというのですが、例えば神奈川環境貢献大賞とか、そういうふうなところは制度としてきちんとまとめて、様々な取組はそれぞれまた表彰をするというような、そういったことはできると思っておりますので、是非これはきちんと神奈川らしいそういった表彰制度をつくっていただきたい、このように思います。

それで、もう一つ、今度は新エネルギー等について質問させていただきたいと思っております。

新聞にも出ておりますが、大阪府堺市で建築廃材を利用した大規模なバイオエタノール製造施設を稼働させたと、こういうふうに報道がなされておりますし、実際こうなっているようでございます。廃棄物を有効に利用して廃材をエネルギーに転換するという試みは、地球環境対策、温暖化対策として、今、極めて注目に値する試みであるというふうに私も思っております。そこで、こうした自然エネルギーの活用など新しい試みと、その率先実行について何点か伺いたいというふうに思っております。

まず、本県の建築廃材、全国で第2位の人口を有するこの神奈川県でございまして、相当、この辺の廃材もそれに比例するような形で出てきているのかなど、こういうふうに思っておりますが、年間どのぐらいあるのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

#### **廃棄物対策課長**

建築廃材の県内の排出量でございましてけれども、建築廃材、木くずにつきましては産業廃棄物として取り扱っております、その状況につきましては、平成16年度に実施しました産業廃棄物総合実態調査、これの平成15年度の実績で申し上げますと、県内の排



出量は16万6,000トンでございます。これは県内で排出された産業廃棄物全体が1,785万トンでございますので、約1%程度に当たります。

#### **此村委員**

それで、大阪の堺市の会社のバイオエタノールの製造の試み、これについて概要の説明を簡単にさせていただきたいと思えます。

#### **環境計画課長**

これは、環境省の地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター事業の採択を受けて、民間企業として発足したというふうに聞いております。民間企業ですので、名称はバイオエタノール・ジャパン・関西（株）というものだと聞いております。こちらでは建築廃材を集めまして、それをここで粉砕処理し、発酵をして、バイオエタノールにして販売をするというふうな、大変大きなプラントをつくったものだというところでございます。

大体そのようなものと理解しております。

#### **此村委員**

私も資料は取り寄せているわけですが、ここで年間四、五万トンの廃木材から1,400キロリットルのバイオエタノールを製造すると、こういうことなのですね。これが今、神奈川県で排出されているのが16万6,000トンですか。それは産業廃棄物として処理されているのですか。

#### **廃棄物対策課長**

木くず16万6,000トンで、このうちいわゆる再生利用されているものが11万7,000トンでございます。約70%になっておりますけれども、主に例えばパルプとか紙の原材料に使ったり、それから燃料に使ったり、それから更にバーチカルボード等の再生木材に使ったり、さらには堆肥等の肥料とか土壌改良剤、こんなものに使ってございます。

#### **此村委員**

3分の2はそれなりに有効に活用していますよと。ただ、あと3分の1は、これは燃やしているか何かしているのですか。

#### **廃棄物対策課長**

3分の2の残りにつきましては、焼却して中間処分しまして、いわゆる減量化している分がそのうち3万8,000トン、約23%、残った7%につきましては最終処分場に焼却灰等で埋められると、こんな状況でございます。

#### **此村委員**

それで、この大阪の方のプラントですと、ちょうどこの焼却して処分をしているという約4万トンから1,400キロリットルのバイオエタノールを製造していると、こういうようなことが出ているわけですが、これについて神奈川県としてはどのような評価をされますか。

#### **環境計画課長**

このバイオエタノール・ジャパン・関西（株）の試みの評価ということでございますが、委員も御指摘のとおり、廃棄物を有効活用し、廃棄される現在の量を減らすという面、また、それをエネルギーに転換して活用するという点、非常に注目される取組だと

いうふうに考えております。

また、報道によれば、こちらは運転経費としては、建材を搬入するときにお金を払うのではなく逆にお金をもらうという、産廃処理費を取ることで一応採算に乗れたというふうなことでございますが、安定的な供給であるとか、大規模な初期投資、イニシャルコストが非常にかかっておりますので、それを自前で行った場合の他社との価格競争力、また建築廃材を市街地に大量に搬入しなければならない問題をどう評価するかなど、課題も多いと聞いております。

いずれにいたしましても、まだ実験段階ということでございますので、今後の状況を見守っていきたいと考えております。

#### **此村委員**

実験段階ですから、恐らくこれはスケールメリットということも考えられるわけでございますので、それと今デメリットと言われていた部分が逆にゼロになる、またはメリットになるという、こういうようなことは当然考えられるわけですので、いきなり飛びついてという必要はないのですけれども、是非注目をして、何らかの形で、同じようなものでなくても良いですけれども、きちんとした神奈川県としての対応も考えておいていただきたいと思うのです。これは恐らく、年間4万トン燃やすことによってこれは二酸化炭素がまた出るわけでありますので、それらをきちんとどう処理するかということは非常に今後の二酸化炭素対策について大きな一つの課題になっていると、このように思っております。

それで、廃材だけでなく、先ほども質疑の中にございましたが、豊かな森林があるわけございまして、その間伐材の処理だとか、そういったものが非常に大きな問題になっております。

そのほかに、例えばお米を作ると、わらだとかいろいろなものが出てくる。サトウキビ、トウモロコシだとトウモロコシの茎だとかという、そういったものが出てくる。神奈川県の方にはサトウキビとかそういうものはあまりないですけれども、いわゆるそういった食物の要らない部分の再活用という、こういうことも非常にあちこちで実験を行ったり、それをバイオエタノールにしようという試みが行われ、実験段階ではかなり成功していると。ただ、これを実用段階にどういうふうにしていくかと。こういうふうな取組が各地で行われておりますけれども、環境立県を目指している本県として、これらのバイオマスの活用を含めて、こういったバイオエタノールの製造等について、どのように取り組んでいかれるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

#### **環境計画課長**

本県でも県の施設等へのバイオマスの導入なども幾つか伺っているところでございますが、少し地域に密着した形での事例で申し上げますと、木質バイオマスの活用と推進に向けまして、平成15年度に神奈川県バイオマスエネルギー活用具体化検討調査というものを実施しております。これは森林地域を多く有する県西・県北地域における活用可能性を検討したものでございます。

この調査を踏まえまして、平成16年度に津久井地域において木質チップ活用に関する事業化の調査検討を行いました。さらに翌年度、平成17年度には、これまでの導入可能

性、具体化の調査に基づきまして、主に旧藤野町をはじめ関係者と事業化に向けた検討を行いました。ちょうど合併の時期と重なりまして、具体的なボイラーの購入等には至っておりません。

ただ一方、これらの調査検討作業の段階の平成16年度には、モデル事業といたしまして木質ペレット、これはチップを砕いて粉にしたものをもう一度固めた、ハムスターのえさのようなものだということですが、こういったものの需要の統一を図るために、旧藤野町の篠原の里交流センターを選びまして、これは旧篠原小学校跡地でございますが、ペレットストーブの導入などをいたしました。現在も新相模原市が新エネルギービジョンの策定作業をしたというようなお話もございますので、県としても協力をしていきたいと。このような形で木質バイオマスエネルギーの具体的活用について引き続き提案をしていきたいと考えております。

### 此村委員

ただいまのバイオマスについての答弁の件に重なっておりますが、今申し上げたもっと広い意味の廃材とか、それからバイオエタノールの、地球的にと言ったらいいのか、世界的にいろいろなことが言われて、そういう取組が行われて、アメリカだとかブラジルだとか、そういったところで、サトウキビとか、それからトウモロコシとか、いわゆる食料をバイオエタノールの製造に回すという、そういう取組が起こっているんですが、私はこの辺については非常に懐疑的に思っています。食料はやはり食料としてきちんと使って、少なくとも世界の食料の値段が上がったり食料不足が起こるということに相なってはいけないわけですから、それは抑制的に考えながら、先ほど来申し上げております廃木材の問題、それからサトウキビをとった後の葉っぱの部分とか、トウモロコシの茎の部分だとか、いろいろな雑草みたいな部分がありますけれども、そういったところの研究が今行われているわけですから、そうした中から、いろいろな難しい点がクリアされたとか、されないとか、いろいろな報道もありますが、そういったことの研究を、やはり神奈川県らしいそういった取組、研究、またはそういった関心をしっかり持っていただいて、しかるべき時期が来たら、きちんと実用化に向けた取組が、全国に遅れることなくできるような準備をしておいていただきたいと、このように、これは要望しておきます。

その次に、太陽光発電の問題について伺います。これについても神奈川県では、従来から取り組んでいただいているわけでありまして、これはとにかく新エネルギーの代表的なものであるわけでありまして、県として取り組んでいる導入促進のための施策についての御説明をいただきたい。

それと、県有施設での率先導入、私が知っている施設でも何箇所か、やっているようですが、まだまだできる場所は一杯あるのではないかと。特に高校などで、あれだけの広い敷地、体育館だとか教室だとか一杯あるわけですから、屋根とかそういったところに導入することによって、この太陽光発電を普及していくということ。それとまた、これが即、そういったものを見ながら勉強している子供たちに対する自然な環境教育になっていくのではないかと、こんなことも考えているわけですが、そうした県のシステムの率先導入についてどのように考えているのか。

さらに、今回補正予算として家庭用太陽光発電導入促進検討事業費が提案されておりますけれども、これはどのようなことをやろうとしているのか、併せてお伺いしたいと思います。

### 環境計画課長

ただいま県として取り組んでいる太陽光発電導入促進のための施策について、それから特に県有施設への率先導入について、また補正予算としてお願いをしております太陽光発電導入促進検討事業についてと、三つの御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、県としての太陽光発電導入促進のための施策でございますが、現在のところ非常に情報提供の面に力を入れて取り組んでまいりました。具体的には、メーカーやNPOなどに協力をいただきまして「今日から我が家も発電所」と題するホームページを開設して情報提供を行っているほか、太陽光発電導入を促進するためのイベントへの出展やセミナーの開催、また、ここ新庁舎の1階で行っておりますが、パネル展示などを行っているところでございます。また、太陽光発電をはじめ新エネルギーの導入について、NPOが無料でアドバイスを行う新エネルギーアドバイザー事業も行っているところでございます。

続きまして、県有施設への率先導入でございますが、かながわ農業アカデミー、がんセンター等々、小さいものを含めると30箇所ぐらいで導入をしてきたところでございます。主なものといたしまして少し発電量が大きいもので申し上げますと、2004年度に県庁舎に隣接する加賀町警察署本町交番に10キロワットの太陽光発電を設置し、交番内の照明や空調に利用しているほか、2004年度には寒川浄水場に、異物の投げ込みを防止するために設けたふたの上部を利用いたしまして、120キロワットの太陽光発電を行っております。

また、ただいま学校のお話も出ましたが、かながわボランティア活動推進基金21の協働事業によりまして、NPOと県の協働事業で学校への太陽光発電の導入を進めております。これまで4校、県立高校3校、小田原市立小学校1校に導入をいたしました。太陽光発電を導入した学校は、地域の環境学習拠点として環境教育や普及啓発にも取り組んで、子供たちの環境教育の現場としても活用いただいているということでございます。

最後に、家庭用太陽光発電導入促進検討事業の概要でございますが、これはちょっと複雑な仕組みになっておりまして、現在、太陽光発電システムが発電した電力は自宅の電灯や電気製品に使いますが、余った電力は電力会社に販売することができます。その際、電力会社は規定の電力価格に太陽光発電による環境付加価値、二酸化炭素を出さないうで発電しているという、その分を上乗せする形で販売電力料金と同等の価格で余剰電力を買い取っております。

しかし、自ら太陽光発電の設置により電力会社から電力を購入しなくてよくなった分と余剰電力の売却、これを合わせましても、平均的な住宅の太陽光発電システムでは年間8万円程度の利益しか生み出せず、設置費用、イニシャルコストが200万円以上かかりますので、初期投資の回収に20年以上かかってしまうというような現状でございます。

そこで、余剰電力だけではなく、自家消費分の電力の環境価値、この部分にも着目いたしまして、これをグリーン電力証書のような形にして買い取ってもらう仕組みが創出できないかと。可能となれば、設置者負担の軽減にもつながると考えております。

平成19年度は専門家の意見もいただきながら、この仕組みの導入に向けて調査検討を進めていきたいと、このように考えているということでございます。

#### **此村委員**

いずれにしても結果として、この太陽光発電の導入が各家庭、それからまた各県有施設等にもされるような施策を今後とも進めていただきたいと思います。

それで、次は家庭の問題なのですが、環境省のいわゆる昔の環境白書、今、環境循環型社会白書というふうに呼ばれているらしいですが、これによりますと、家庭でも家電を省エネ性能のすぐれた製品に買い替えることで、二酸化炭素排出量を1世帯当たり最大で4割以上削減することができる。要するに徹底していけば4割削減できると、こういうふうに書かれているわけでご覧になって、この二酸化炭素の削減をする上において、家庭での取組というの、これは見落とせない、非常に大事な取組であろう。このように考えるわけですが、そうした中で環境省が、増加が著しい家庭からの二酸化炭素排出量を減らすために、家電製品の買い替えやリフォームといった家庭の省エネを促す新制度の普及に乗り出す方針を固めたということで、近く滋賀県で省エネ性能の高い家電への買い替えを対象としたモデル事業、これは、中身は企業の省エネ対策を一括して請け負い、削減された光熱費で収益を得るE S C O事業の家庭版と、こういうふうな言われ方がされているわけですが、E S C O事業という、また少し複雑な仕組みで必ずしも同じではないのですけれども、こういうことがあるということで、本県としても先ほど来申し上げておりますように、やはり全国に先駆けた、そういった条例ですから、こういったことも、もう既に国のモデル事業とはいえ滋賀県の中ではもう進み出そうとしているという、こういう事業でございまして、こういったことも視野に入れて検討していくと。神奈川県としても、そういった環境省が滋賀県でやった、その結果を見て検討して、5年後か10年後ぐらいにやりますよなんていうことではなくて、検討して、良いことならば、きちんとやると。

神奈川県の場合は、特に私の地元の川崎市幸区は全国で初めて洗濯機ができたところだとか、そういった家電製品で全国初のものを作ったような地域が神奈川県でもあるわけですので、こういった家電製品を使うような中で二酸化炭素削減を図っていくということが、それは地域性という意味においても、これは一つの意味があるのではないかと、このように思うのですが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

#### **環境計画課長**

先ほども申し上げましたが、家庭部門における二酸化炭素の削減は、これも大変重要でございまして、何らかの形で家庭の省エネを進めるアイデアというもの、方策というものを検討してまいりたいと考えております。

委員から御紹介のありました環境循環型社会白書の指摘もございまして、例えば今回モデルとなっております家庭版E S C Oにつきましては、アドバイザーが各家庭のエネルギー使用量構造を分析して、それに融資制度を組み合わせるというふうな

ものようでございますが、そういった様々なアイデアを活用しながら、県としてもまた方策を検討していきたいと考えております。

### 此村委員

この問題の最後の質問としてお聞きしたいと思いますが、国では今国会において議員提案により環境配慮契約法が成立をいたしまして、温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約を推進していくと、こういうことになったわけでありまして。そういった意味で、本県においても自ら率先実行に取り組んでいく必要があると思っておりますけれども、この環境配慮契約法の中身について、簡単に御説明をいただきまして、この環境配慮契約法の神奈川版についてどのように考えておられるのか伺いたい。

私は当然やるべきだと思っておりますけれども、お答えをいただきたいと思っております。

### 環境計画課長

環境配慮契約法につきましては、議員立法として成立したもので、これによって独立行政法人等の電力、自動車などの耐久財の購入、E S C O事業の導入、庁舎設計、設備設計における環境配慮を義務付け、必要な場合は最大10年の長期契約を可能にするというものだと聞いております。

また、神奈川県において、どのような形でこのような環境配慮を自ら率先実行してきたのかという御質問につきましては、神奈川はかなり国よりも進んだ取組をしてきたのではないかと考えております。既に平成12年度に神奈川県グリーン購入基本方針を策定いたしまして、物品の購入だけではなく委託契約の締結に関しましても二酸化炭素等の環境配慮項目を盛り込むなど、環境に配慮した契約を推進してまいりました。

また、具体的に基準を定めている委託事業の種類は、清掃、食堂、庁舎管理に伴う設備運転・保守管理となっておりますが、これ以外の契約につきましても可能な限り環境配慮項目を盛り込むようにしております。また、庁舎における電力調達におきましても、県庁舎につきましては平成18年度の電力調達から入札参加に二酸化炭素排出に関する条件を付した入札を実施してきたところでございます。

今後も県庁舎以外の県施設におきまして、順次温室効果ガスの削減に配慮した入札を実施するなど、引き続きこうした率先実行に取り組んでまいりたいと考えております。

### 此村委員

神奈川県がそれなりにやってきたということは私も認めますし、実感としてそう感じているわけで、今こういうクールビズの格好をしているのも一つの成果であるわけでありましてけれども、ただ、ここで言っているのは、今後きちんとそれを更に推進していく、推進を担保していくための中身を一つつくりたいという、こういうことでありまして、今は要綱でやっているのか要領でやっているのか分かりませんが、皆さんが努力して一生懸命やっている。この国の取組はそれだけではなくて、きちんとこういう方法で、こういう目標を持って、このようにきちんとやっていきたいと思いますよ、ということなのです。

その意気込みと、変な言い方ですが、自らの退路を断った取組をきちんとやっていきたいと思いますよ、これがこの法律として出ているわけでありまして、今、私が質問を申し上げたのは、一生懸命やっていますよと、それぞれ努力していますよと。そうではな

くて、それはそれで認めて、しかし、自分たちでもっと、では、もう1回総点検をして、こういうこともできるのではないか、ああいうこともできるのではないかということ、自らが検討して決めて、それでいつまでにそういったことをやろうということ、この法律ではきちんとやっているわけで、そこまで厳密にやっているかどうかは別にいたしまして、要するにそういうことなのです。それが大事ですよというふうに私は申し上げて、それについて、神奈川県としても検討すべきではないかと、こういうふうに申し上げているのですが、いかがでしょうか。

これは皆さん、ここだけで決められる課題ではない、全庁的な一つの問題ではあると思いますけれども、国がやった環境配慮契約法的なものを神奈川県でも、これをそのままそっくりやるなら条例という形に当然なるわけでありますが、条例にするかしないかも含めて、こういったものをきちんと神奈川県でつくるべきではないかと。これについて、課長の方では、今申し上げたこの契約法についてどういうふうに考えているのですか。

### 環境計画課長

環境配慮契約法は最近成立したばかりでございまして、まだ様々な省令や告示等がそろっていない段階だと承知しております。実際にこの環境配慮契約法の具体的内容につきましては、法の第5条におきまして、基本方針を定めることになっておりまして、その基本方針の内容はこれから検討するとなっております。委員御提案の何らかの条例といいますか制度、既にいろいろグリーン配送やグリーン購入基本方針等を私どもは掲げさせていただいているところでございますが、国の方の基本方針の内容を見て検討して、そういったものを更に何か制定をしていく必要があるのかどうかを検討してまいりたいと考えております。

### 此村委員

ありがとうございます。いずれにいたしましても前向きに取り組んでいただいていることはよく分かるんです。さらに、知事の発言のように、最先端の条例をつくることを我々も望んでいますし、そういうふうな意気込みも言っておられますから、さらに、もっと前向きなものをとということ、我々は提案型の質問を今させていただいたわけです。国でやっているとか、ほかの都道府県でやっているかというのは、あくまでも例として申し上げているのですが、私から言わせれば、どこがやっていなくとも、良いと思えば神奈川県はきちんとやるべきだと、私はそういうスタンスで毎回質問をさせていただいております。

国との絡み、他県との絡みが当然ある中で行政が行われているということは分かりませんが、意気込みとしては、どこがやらなくても、神奈川県が良いと思えば、独自でもとにかくどんどん進めていく。そして、全国へ模範を示して広げていくのだと、こういう取組が是非大事であると。こういうことで今まで一貫してそういう提案をしてまいりましたけれども、今回の環境の問題、二酸化炭素の削減等の問題につきましても、極めてこれは地球的な大問題にもなっているわけで、今年の最大のテーマでもあるわけでございますので、是非名実ともに全国の最先端に行く条例制定、また施策の展開ということを目指して頑張っていただきたいことを申し上げまして、質疑を終わります。